平成２５年（フ）第１０３号
鳥取県鳥取市田園町３丁目335番地19
債務者　山本　貞子
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人西川総合法律事務所
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６５０号
広島市南区皆実町６丁目３番23―202号
債務者　岩本　威道
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　幸輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７７３号
広島市中区舟入町１番７―505号
債務者　佐々木利夫
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　京子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６４号
熊本県八代市鏡町鏡469番地３
債務者　山田　誠一
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第２９８号
鹿児島県鹿児島市伊敷台６丁目12番３号　サンリッチ玉里台301号
債務者　丸岡　洋一
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３８６号
京都市山科区西野様子見町１番地２　山科団地３棟910号、前住所京都市山科区西野様子見町１番地２　山科団地３棟903号
債務者　喫酒喫菜えはらことたから物産こと江原久夫こと　咸　久夫
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大杉　光子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月２日午後４時
5　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２５年（フ）第４５号
愛媛県大洲市西大洲甲911番地１
債務者　新岡　俊雄
1　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所大洲支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２６５号
函館市鍛治１丁目６番15―106号　コートヒルズ鍛治
債務者　水島　彩子
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２４４号
愛知県岡崎市中島町字藤屋38番地　アイシン・エィ・ダブリュ第二六ツ美寮Ａ―311―Ｌ、前住所北海道北斗市七重浜８丁目２番71号
債務者　大森　徹
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３０８号
愛知県西尾市緑町４丁目65―１　アームＴハイツ106号室、住民票上の住所愛知県西尾市桜町奥新田20番地４　キャッスルハイツ西尾桜町202号
債務者　近藤　雅彦
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３３６号
愛知県豊田市永覚町猫小路54番地１　シティコーポ長坂503号、前住所北海道広尾郡大樹町字石坂372番地１
債務者　只野真由美（旧姓中正）
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１０３１号
札幌市東区北18条東２丁目３番３号　北18条団地４号棟６号
債務者　砂原　孝則
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２１９号
札幌市清田区美しが丘２条８丁目12番20―203号
債務者　鮎川　一彦
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２２１号
札幌市白石区平和通10丁目北５番18―203号
債務者　出口　英行
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２２２号
札幌市白石区平和通10丁目北５番18―203号
債務者　出口　美穂（旧姓粟田）
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２２９号
札幌市中央区北４条西25丁目２番11―609号
債務者　山崎　早登
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部